

第四十三回国 参議院大蔵委員会會議録第二十六号

昭和三十八年五月十四日(火曜日) 午前十時二十四分開会

委員の異動

五月十三日 補欠選任 小平 芳平君

五月十四日 補欠選任 小平 芳平君

辞任 渋谷 邦彦君

小平 芳平君

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君

理事 柴田 栄君 西川甚五郎君 柴谷 要君

委員

青木 一男君 太田 正孝君 林屋亀次郎君 堀 末治君 森部 隆輔君 戸叶 武君 永岡 光治君 野溝 勝君 原島 宏治君 大竹平八郎君 鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君 大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君 会専門員

説明員

国税庁次長 喜多村健三君

本日の會議に付した案件

○金融緊急措置令を廃止する法律案 (内閣送付、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件 (内閣送付、予備審査)

○理事の補欠互選の件

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 昨十三日、渋谷邦彦君が辞任され、その補欠として小平芳平君が選任せられました。

○委員長(佐野廣君) 金融緊急措置令を廃止する法律案を議題といたします。

本案は、去る四月五日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました金融緊急措置令を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

金融緊急措置令は、戦後のわが国金融の緊急事態に対処するため制定されました緊急勅令であり、預金の封鎖、金融機関に対する融資の制限及び禁止、封鎖預金に關する債権関係の特

例等を規定しているものであります。しかしながら、封鎖預金に關する規定につきましては、金融機関再建整備法に基づき最終処理が完了し、新旧勘定区分が消滅したことによりその実質的使命を終え、また、金融機関に対する融資の制限及び禁止に關する規定につきましても、戦後十数年を経過し、経済情勢が当時と著しく異なり、これを存置することを適当としない情勢となり、この際、この措置令を廃止しようとするものであります。

なお、これとともに、関係法律について、この措置令廃止に伴う関連条文の整理を行なうこととしております。

以上が、この法律案を提出する理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませよう御願ひ申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

引き続き、補足説明を聴取いたします。高橋銀行局長。

○政府委員(高橋俊英君) ただいま議題となりました金融緊急措置令を廃止する法律案について、補足して御説明を申し上げます。

御承知のとおり、金融緊急措置令は、戦後のわが国金融の緊急事態に対処するための措置として発せられた旧憲法下における緊急勅令であり、これにより預金の封鎖が行なわれ、また、同令に基づく大蔵省告示金融機関資金融通標準則によって金融機関の資金

の融資の規制等が実施されて参つたのであります。

その後、封鎖預金につきましては、金融機関再建整備法に基づく最終処理が完了いたしました。預金の封鎖が解除されましたため、同令中これに關する規定はすでにその実質的使命を終えており、したがって、現在同令は金融機関資金融通標準則の根拠法規として機能しているにすぎないのであります。

しかし、このような金融機関に対する資金統制的法規を存置しておきますことは、戦後十数年を経過しました現在としましては適当でないと思われ、ますので、以上のような規定を内容とする金融緊急措置令はこれを廃止しようとするものであります。

なお、これに伴い、この法律案の附則において、経済関係罰則の整備に關する法律中金融緊急措置令を引用しておきます関係条文の削除を行なうとともに、罰則の適用に關する経過規定を設けることとしております。

以上が金融緊急措置令を廃止する法律案についての補足説明であります。

○委員長(佐野廣君) 以上で補足説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(佐野廣君) 次に、「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件」を議題といたします。

本件は、昨十三日予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件」につきまして、その提案理由を説明いたします。

大阪国税局の西税務署は、大阪市西区、港区、大正区を管轄する税務署として西区に設置されているものであります。最近における管内地域の経済的發展は、都市計画事業の進捗等とも関連しめざるを得ないものがあり、これに伴い同管内の納税者及び課税物件等は年々増加して参りますとともに、また、税務署の事務量、人員ともに過大となり、事務管理上も支障が多くなつて参りました。

したがって、西税務署の管轄区域のうち、港区及び大正区を分離して、新たにこの地域を管轄する港税務署を設置し、納税者の利便と税務行政の適正な運営をはかりとするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、港税務署の新設について国会の御承認を求め次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

引き続き、補足説明を聴取いたします。喜多村国税庁次長。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○説明員(喜多村健三君) 「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件」について、補足説明を申し上げます。

大阪国税局管内の西税務署は、大阪市の西区、港区及び大正区を管轄する署として西区に設置されているものであります。終戦直前までは西区のみを管轄し、港、大正両区を管轄する税務署として、昭和十二年から昭和十九年までは港税務署が設置され、さらに昭和十九年には大正税務署も置かれたのであります。それが昭和二十年八月戦災により港、大正の両税務署は廃止され、港、大正両区は西署の管轄区域に統合されて今日に至つたものであります。最近における両区の経済的發展はめざましく、国鉄環状線の完成、第二阪神国道工事の進捗、大阪港の整備等都市計画事業の本格化とも関連して、今後なお一その成長が期待されているのであります。これに伴ひまして、西税務署管内の人口及び課税対象等の増加は著しく、大蔵省設置法が施行された昭和二十四年当時と比較し、人口は二・六倍、法人数は二・四倍となり、徴収決定税額は実に五倍近く増加して、税務署の事務量の限界に達しようとしております。また、同署の人員も最近ではきわめて過大となり、管理上も支障が少なくなく、納税者に対するサービスの点でも行き届かぬ点がありますので、この際、西税務署管内の管轄区域のうち港区及び大正区を分離し、新たにこの地域を管轄する港税務署を設置いたしまして、事務処理体制の確立をはかりますと、事務に、納税者の便宜と税務行政の円滑、

かつ、適正な運営を期せんとするものであります。

以上、簡単に申し上げますが、補足説明を終わります。

○委員長(佐野廣君) 以上で補足説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(佐野廣君) 委員の異動につきまして御報告いたします。

本日、小平芳平君が辞任され、その補欠として渋谷邦彦君が選任せられました。

○委員長(佐野廣君) 理事補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠けておりますので、この際、その補欠互選を行なうと思ひます。互選は、便宜、委員長から指名することに御一願いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。それでは、委員長は、理事に渋谷邦彦君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療法人に対する法人税等減免に關する請願(第二五九三号)(第二五九四号)(第二五九五号)(第二五九六号)

第二五九三号 昭和三十八年四月十日受理

医療法人に対する法人税等減免に關する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町七ノ三四二 老沼秀一郎

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二五九四号 昭和三十八年四月十日受理

医療法人に対する法人税等減免に關する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町七ノ三四二 老沼次男

紹介議員 金丸 富夫君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二五九五号 昭和三十八年四月十日受理

医療法人に対する法人税等減免に關する請願

請願者 東京都北多摩郡田無町二、九六六医療法人財団田無病院理事長 宮田重雄

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二五九六号 昭和三十八年四月十日受理

医療法人に対する法人税等減免に關する請願

請願者 長野県小県郡丸子町清泰会内 滝沢信男

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国の会計年度改正に關する請願(第二六二五号)

第二六二五号 昭和三十八年四月二十四日受理

請願者 長野県議會議長 中村治郎

紹介議員 羽生 三七君 林 虎雄君

現在、地方財政が国庫に相当部分依存している現状と、事業が、国庫支出金、起債等の内示もしくは決定をまつて執行されている実態により、北海道、東北、北陸、信越及び山陰地方等の地方公共団体の諸事業の執行は、積雪、酷暑その他寒冷等の気象条件のもつとも悪い冬期間に、その最盛期を迎えることとなり、年々、工事施行の適期を失っているのが実情であるから、目下検討されている地方財務会計制度調査会小委員会の地方財務制度の改正に關する答申中に指摘されているように、現行の国の会計年度を歴年制に改正せられたいとの請願。

五月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、海外引揚者の在外私有財産補償に關する請願(第二六五一号)

第二六五一号 昭和三十八年四月三十日受理

海外引揚者の在外私有財産補償に關する請願

別紙

新設する税務署

所轄国税局 都道府県名 税務署名 位 置 管轄区域

大阪 大阪 港 大阪市港区 港区 大正区

請願者 岡山縣議會議長 天野 与市

紹介議員 近藤 鶴代君

海外引揚者は、粒々辛苦、多年にわたつて蓄積した資産を海外になげうつたまま無一物で帰国し、一般国民にまじつて、戦後の生活難にあえぎつつも、ひたすら更生をめざして苦闘を続けています。その後、わが国経済が高度の成長発展を遂げた今日においても、昨盤において生活基礎を欠いていた遅れが、いまなお、その再起をはばんでおり、その窮状は、まことに同情にたえないものがある。解放農地の補償については、昭和三十八年度予算に農地被買収者調査費を計上しているものであるから、在外資産の補償についても、上記のような引揚者の状況を勘案されて、国家の責任において、早急に補償措置を講ぜられたいとの請願。

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

大阪国税局に港税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらる。